

- 令和8年度予算において、地域ならではの「食」を提供する団体等と連携し、インバウンドの関心の高い「食」に特化した高付加価値コンテンツの造成に向けた資源の洗い出しから高付加価値化の実現までに至る一連の取組と、その取組に不可欠な施設整備への支援について拡充。

農泊推進体制

法人化された中核法人※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして地域協議会に参画し、地域が一丸となって継続的に取り組む。
(構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと)

※ 中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

地域協議会



市町村・中核法人



農家民宿・民泊



※民泊等の経営者が単独で事業を申請することは不可

○ このほか、経営高度化に向けた研修、専門家の派遣・指導、国内外へのプロモーション等を支援し、人材育成や農泊需要の喚起を推進

地域協議会の取組への支援

市町村・中核法人等の取組への支援

NEW!

＜ソフト対策＞

農泊推進事業

新たに農泊に取り組む地域における、体制の整備やコンテンツ造成等の取組を支援

農泊地域創出タイプ

農泊をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援
(ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発、宿泊予約システム等)

事業実施期間：上限 2 年間
交付率：定額
上限：1,000万円/地域
(年標準額：500万円)

過去に農泊推進事業に取り組んだ地域協議会における、新たな取組を支援

農泊地域経営強化タイプ

地域協議会内の宿泊・食事・体験等の観光コンテンツの単価引き上げやDX等の生産性向上によるコスト削減等により高付加価値化を目指す新たな取組に要する経費を支援
(ワークショップの開催、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発、宿泊予約システム、簡易な施設整備等)

事業実施期間：上限 2 年間
交付率：定額
上限：500万円/地域
(年標準額：250万円)

過去に農泊推進事業に取り組んだ地域協議会における、インバウンド向けの「食」の高付加価値化に向けた新たな取組を支援

NEW! インバウンド食関連消費拡大タイプ

インバウンドの食関連消費拡大を目指し、地域ならでは「食」を提供する団体等との連携体制を構築し、多様な「食」資源の洗い出しから高付加価値化の実現までに至る一連の取組を支援
(関係団体等との連携体制構築、ターゲット国ニーズ調査、食コンテンツ造成、多言語による情報発信、海外商談会への出展等)

事業実施期間：上限 3 年間
交付率：定額
上限：1,500万円/地域
(年標準額：500万円)

人材活用事業

研修生タイプ or 専門家タイプ

「地域協議会の事務局業務や観光コンテンツの提供などを担う地域外の人材（研修生）」又は「地域内に無い専門知識を持つ人材（専門家）」の雇用等に要する経費を支援
※専門家を活用する地域の採択上限数有り

事業実施期間：上記タイプに準ずる
交付率：定額
上限：研修生タイプは250万円/年、専門家タイプは650万円/年

※農泊推進事業と併せて実施すること

+

＜ハード対策＞

宿泊施設等の整備事業

※以下2つの実施形態のうちいずれか

市町村・中核法人実施型

古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農家レストラン等の整備に要する経費を支援

事業実施期間：上限 2 年間、交付率：1/2
上限：原則2,500万円

※ インバウンド食関連消費拡大タイプを活用した「食」の高付加価値化の取組に不可欠な施設を含め複数施設を整備することとなる場合は、上限を1,500万円引き上げ

※ そのほか、地域の防災計画等と連携した避難所等として活用する場合は200万円、古民家等の遊休施設を活用する場合は2,500万円、市町村所有の遊休資産を活用する場合は7,500万円、それぞれ上限を引き上げ

農家民泊経営者等実施型

農家民泊等における小規模な改修に要する経費を支援

事業実施期間：1 年間、交付率：1/2
上限：5,000万円/地域かつ1,000万円/経営者

※ 地域の防災計画等と連携した避難所等として活用する場合、上限を1,000万円/地域かつ200万円/経営者引き上げ